

1. 件名：大飯発電所3号機循環水管からの漏えいについて
2. 日時：令和3年8月4日(水) 17時40分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 3階打合せスペース

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

金子室長、佐々木室長補佐、高橋係長

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

東京支社 技術グループチーフマネージャー 他1名

5. 要旨

- (1) 関西電力より、当該事象の概要・現況について説明があった。さらに、当該部位が設置許可書の本文に明確に書かれていないことから、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条の運用について（訓令）」に定めている発電用原子力施設には該当せず、法令報告ではないと考えているが、規制庁の考えを確認したい、旨の申し出があった。
- (2) これに対して原子力規制庁からは、以下のとおり関西電力に伝えた。事象の概要については了解した。プラントが安定していることも理解している。当外部位の位置づけに係る規制庁の考えは、“設置許可申請書の添付書類を含めた記載事項を踏まえると、発電用原子力施設のうち「原子炉冷却系統施設」に該当する”というもの。また、今回の事象は、原子炉出力が35%低下するという状況になっていることもあり社会的な関心事項になり得る。社会的な関心事項の有無については、法令報告の該当要件とは無関係だが、法令報告としての対応が良いように感じる。
- (3) 関西電力から、規制庁の考え方を踏まえ、社に持ち帰り法令報告と判断するか再検討したい、旨の申し出があった。
- (4) これに対して規制庁からは、持ち帰るにしても速やかに判断するようにと伝えた。

資料

・なし